

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

1. 実施した計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等名	西海市						
地域内総人口（人）	27,719人（平成31年3月31日現在）						
地域総面積（km ² ）	242.01km ²						
地域の要件	半島	過疎					
地域の要件がその他の場合は 具体的に記載	—						
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）	—						
組合を構成する市町村	—						

イ. 計画実施期間

開始年月日	平成30年4月1日
終了年月日	令和7年3月31日
計画期間	7年

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

長崎県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町等の意向を踏まえながら、「長崎県ごみ処理広域化計画」を策定している。 その中で西海市は、長崎・西彼ブロック（長崎市、西海市、長与町及び時津町）に位置づけられており、平成21年7月に策定（見直し）した「長崎・西彼ブロックごみ処理広域化計画」において、長崎市で2施設、西海市で1施設、長与町と時津町（長与・時津環境施設組合）で1施設の計4施設に整備する計画となっている。 したがって、これまでの地域計画に基づく一般廃棄物処理施設の整備は、長崎県ごみ処理広域化計画に沿ったものであり、ごみ処理の広域化・施設の集約化は計画どおり実施されている。	
確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	長崎県ごみ処理広域化計画

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	一部の離島地域を除く全域
	実施年度	平成17年度
	実施方法	⑤その他（詳細は下記）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	容器包装プラスチック：日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート） 製品プラスチック：独自処理（独自処理方法は環境省に確認済み）
実施しない地域		—
プラ要件化対象事業の実施		○
備考		—

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	①全ての構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	—
未導入の構成市町村名	—
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	—

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	西海市災害廃棄物処理計画
未策定の構成市（策定予定時期）	—
備考	1次仮置場：28か所、2次仮置場：5か所

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		平成30年度	令和7年度	令和7年度	実績/目標
①総人口（人）		28,075	24,729	24,486	
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	1,884	1,643	1,649	98%
	生活系ごみ排出量（トン）	5,752	5,028	5,037	99%
	1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	466	459	470	-57%
	その他排出量（集団回収等）	870	875	674	-3920%
	総排出量（トン）	8,506	7,546	7,360	119%
	1人1日当たりの排出量（g/人日）	830	836	824	-100%
再生利用量	総資源化量（トン）	2,705	2,403	2,248	0%
	総排出量に占める総資源化量の割合（%）	32%	32%	31%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	335	199	267	0%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合（%）	4%	3%	4%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）	-	-	-	
	年間の熱利用量（GJ）	-	-	-	
特記事項					

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		平成30年度現状		令和7年度目標		令和7年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	2,022人	7.2%	3,731人	15.1%	2,475人	10.3%
	農業集落排水施設等	6,243人	22.2%	6,294人	25.5%	5,629人	23.3%
	合併処理浄化槽等	11,953人	42.6%	12,206人	49.4%	10,909人	45.2%
	小計：汚水衛生処理人口	20,218人	72.0%	22,231人	89.9%	19,013人	78.8%
	単独処理浄化槽等	323人	1.2%	238人	1.0%	198人	0.8%
	非水洗化人口	7,534人	26.8%	2,260人	9.1%	4,908人	20.4%
	小計：未処理人口	7,857人	28.0%	2,498人	10.1%	5,106人	21.2%
	合計：総人口	28,075人	100.0%	24,729人	100.0%	24,119人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	9,634キロリットル		3,168キロリットル		7,711キロリットル	
	浄化槽汚泥量	18,251キロリットル		17,796キロリットル		18,929キロリットル	
	合計	27,885キロリットル		20,964キロリットル		26,640キロリットル	

3 目標達成に向けた施策状況

目標指標	目標達成への施策状況
ア. 一般廃棄物の排出量に関する事項	・家庭ごみについては、平成17年4月から指定袋制度を導入し、小売店前納方式により処理料金を徴収している。また、事業系一般廃棄物や 臨時搬入一般廃棄物については、平成20年4月から全市内で累進従量制（60円/10kg）により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。 ・ごみ処理手数料や指定ごみ袋の料金改定について検討を行った。今後も、各種動向を勘案しながら改定に向けて検討を継続していく。 ・ごみ排出抑制の取り組みとして、生ごみ減量化を推進しており、一般家庭に対する生ごみ処理容器・機器の購入費補助を行った。 ・ごみ減量化や分別回収・再資源化に関する出前講座の実施や、3きり運動（「使いきり」「食べきり」「水きり」）の実施など、市民への普及啓発活動を実施した。 ・事業系ごみの減量化を図るため、中間処理施設へ持ち込まれた際に展開検査を実施し、産業廃棄物や区域外からの搬入について、指導を行った。
イ. 一般廃棄物の再生利用量に関する事項	・家庭ごみを6種類17分別に区分し、分別収集を行っている。 ・分別されたごみのうち、可燃ごみについては、西海市炭化センターにて炭化处理を行い、炭化燃料として資源化している。 ・缶、古紙については、選別後売却するなど再生利用の推進に努めている。 ・もえないごみ、粗大ごみについても選別を行い、金属類の売却や委託処理による固形燃料化を行うなど、再資源化を図っている。 ・ペットボトルや容器包装プラスチック類は、指定法人への処理委託により、製品プラスチックについては独自処理により、再資源化を図っている。 ・コミュニティプラント汚泥、集落排水施設汚泥、し尿・浄化槽汚泥等、各施設から発生する汚泥については、西海市炭化センターにて炭化处理を行い、炭化燃料として資源化している。 ・下水汚泥についても、西海市炭化センターにて炭化处理を行い、炭化燃料として資源化している。 ・地区によって異なる資源ごみ等の分別品目の統一に向けた検討を行った。今後も検討を継続していく。
ウ. 一般廃棄物の最終処分量に関する事項	・可燃ごみについては、西海市炭化センターにて炭化处理を行うことで資源化を図り、最終処分する残渣量の削減を図った。 ・不燃ごみ、資源物等については、可能な限り再資源化を図り、最終処分する不燃残渣量の削減を図った。
エ. 一般廃棄物のエネルギー回収量に関する事項	・西海市炭化センター（焼却施設）では、温水の場内利用を行っている。
オ. 処理形態別人口に関する事項	・家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の取り組みを行う。 ①下水処理施設の整備、水洗化率の向上 生活排水対策としては、地域の実情に応じて公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント（以下「下水道等」という）や浄化槽の整備を推進する。また、水洗化率の向上を図るため、市民に対する汚水処理の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、融資制度や助成制度の周知を図り、下水道等の集合処理施設への接続及び浄化槽の普及を促進する。 ②施設の更新・統廃合の推進 下水道等の集合処理施設の維持管理コストの低減及び機能強化を図るため、老朽施設の更新・統廃合を推進する。 ③浄化槽の整備 下水道等の集合処理施設の整備計画区域以外の地区においては、合併処理浄化槽の整備を推進する。 ④単独処理浄化槽の転換 単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所に対しては、生活排水処理を促進するため、下水道等や合併処理浄化槽への転換を働きかけていく。 ⑤し尿・浄化槽汚泥処理対策 生活排水処理の適正化を推進し、排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理するため、整備したし尿等処理施設（汚泥再生処理センター）の適正な維持管理を行い、処理能力の維持に努める。
カ. し尿・汚泥の量に関する事項	・生活排水処理の適正化を推進し、排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理するため、整備したし尿等処理施設（汚泥再生処理センター）の適正な維持管理を行った。今後も、引き続き適正な維持管理を継続し、処理能力の維持に努める。
その他	・もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみを処理している西海市炭化センター及び西海市リサイクルセンターについては、供用開始から10年を迎えたため、将来的なごみ処理のあり方について検討を行った。今後も引き続き検討を行っていく。

4 目標の達成状況に関する評価

【ア. 一般廃棄物の排出量に関する事項】 ・事業系ごみ排出量の令和7年度実績値は1,649トンであり、令和7年度目標値1,643トンを達成できなかった。事業系ごみについては、令和5年度（1,596トン）までは、減少したものの令和6年度以降は微増の傾向にある。要因としては、コロナ禍後の事業活動回復に伴い、事業系ごみの排出量が増加したことが考えられる。 ・生活系ごみ排出量の令和7年度実績値は5,037トンであり、令和7年度目標値5,028トンを達成できなかった。生活系ごみ排出量については、人口減少により減少しているものの、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は減少していない。その結果、目標を達成できなかったものと考えられる。 ・その他排出量（集団回収等）の令和7年度実績値は674トンであった。主な要因は西海市炭化センターで処理を行っている、し尿・浄化槽汚泥や下水汚泥等の量が人口減少により減少していることが考えられる。 ・総排出量の令和7年度実績値は7,360トンであり、令和7年度目標値7,546トンを達成できた。総排出量については、目標を達成しているものの、その主な要因は人口減少による、し尿・浄化槽汚泥や下水汚泥等の量の減少であるため、市民や事業者へのごみ減量化の啓発活動を推進していく必要がある。 【イ. 一般廃棄物の再生利用量に関する事項】 ・総資源化量の令和7年度実績値は2,248トンであり、令和7年度目標値の2,403トンを達成できなかった。人口減少によるごみの総排出量の減少により、炭化燃料の製造量が減少したこと等により、目標を達成できなかったものと考えられる。 【ウ. 一般廃棄物の最終処分量に関する事項】 ・埋立最終処分量の令和7年度実績値は267トンであり、令和7年度目標値199トンを達成できなかった。目標を達成できなかった要因としては、西海市炭化センターで中間処理を行う際に、分別が不十分で可燃ごみに混入した不燃物（炭化不適物）が想定より多かったことが原因であるものと考えられる。 【オ. 処理形態別人口に関する事項】 ・汚水衛生処理人口については、計画目標値を達成することができなかった。この主な要因として、高齢者世帯の増加や、物価高騰により工事費用の捻出がより一層困難となっている点等が挙げられる。これらは住民の下水道への接続、浄化槽の設置意欲の減退、を招く厳しい外的要因となっている。しかしながら、未処理人口の推移に焦点を当てると、現状値から減少傾向にある。このことから、計画としては着実に進捗していると認識している。今後は、これらの外的要因を踏まえ地域の実情に即した目標の見直しを行い、下水道への接続や浄化槽の設置の意識啓発を広報誌や戸別訪問等を行う。

（都道府県知事の所見） 【ごみ処理】 人口減少に伴い目標を達成した項目があるものの、ほとんどの項目で目標未達成となっており、資源化の推進及び適正な分別の徹底に向けた取組を強化することにより、1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の着実な減少が不可欠と考えられる。 【生活排水の処理について】 生活排水の処理について目標の達成には至らなかったものの、合併浄化槽の整備は毎年実績があり、かつ市評価で記載があるように未処理人口は減少して汚水衛生処理人口に係る構成比は着実に上昇しており、また、コミュニティ・プラントの整備についても集合処理施設の統廃合による維持管理コストの削減や機能強化など事業が安定的に継続できる体制の構築に繋がっていることから、施策を実施した一定の効果はあるものと認められる。

※令和7年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。